

砂 川 市 規 則 第 2 6 号
令 和 8 年 4 月 1 日

砂川市営住宅管理条約施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市営住宅管理条例施行規則（平成9年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1並びに」を「、別表第1及び」に改める。

第4条を次のように改める。

（特定目的住宅等）

第4条 条例第9条第3項に規定する高齢者専用住宅及び母子世帯向け住宅（次項において「特定目的住宅」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の中欄に掲げる設置箇所、同表の右欄に掲げる入居要件を具備する者を入居者として優先する。

区分	設置箇所	入居要件
高齢者専用住宅	市長が別に定める市営住宅	入居者が、おおむね65歳以上の者であり、かつ、同居者が60歳以上の夫婦世帯等又は単身世帯であること。
母子世帯向け住宅	三砂団地（砂川市三砂町24番地D-31～36号）	入居者が母子であり、かつ、同居者が現に扶養している20歳未満の子のみであること。

2 前項の特定目的住宅のほか、条例第9条第3項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる特定の目的のため、同表の中欄に掲げる指定箇所、同表の右欄に掲げる入居要件を具備する者を入居者として優先する。

特定の目的	指定箇所	入居要件
子育て世帯への配慮（子育て世帯向け住宅）	三砂団地（砂川市三砂町24番地D-31～36号）	入居者又は同居者が、現に扶養している高校生等以下の子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を含む世帯であること。

第6条第7項中「入居決定の取り消し通知書」を「入居決定の取消通知書」に改める。

第11条第5項中「砂川市営（改良）住宅収入認定の更正通知書」を「砂川市営（改良）住宅収入認定更正通知書」に改める。

第21条中「若しくは建替後駐車場使用申請書」を「又は砂川市営住宅建替事業に係る建替後駐車場使用申請書」に改める。

第34条中「（以下「管理人」という。）」を削り、「住宅（以下）の次に「この条において」を加える。

第35条（見出しを含む。）前段中「住宅管理人」を「市営住宅管理人」に改め、同条後段を削り、同条に次のただし書きを加える。

ただし、市営住宅管理人が退職し、又は死亡した場合には、その都度支給する。

第36条中「条例第68条」を「条例第69条」に改める。

別表第5の表題中「住宅管理人」を「市営住宅管理人」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。